



富山国際人材交流センター協同組合

TIMPEA★NEWS

vol. 26

発行：富山国際人材交流センター協同組合  
〒939-8271 富山市太郎丸西町1-3-4-301  
TEL 076-423-5370 FAX 076-423-5368  
E-mail: timpea@biscuit.ocn.ne.jp  
URL: http://timpea.sakura.ne.jp/  
《営業時間のご案内》  
9:00～17:00（祝祭日を除く平日）

# 「技能実習」と「特定技能」の制度比較

昨年11月に開催した担当者連絡会でたくさんご質問いただきました「技能実習」と「特定技能」の違いについて制度比較図（下図）を作成いたしました。

特定技能は早期退職の可能性があることから、当組合では、技能実習2号修了後はまず技能実習3号を検討していただきたいと思っております。

技能実習		特定技能
国際貢献	目的	人手不足の解消
83 職種 151 作業	業種	14 業種（※人手不足が深刻な業種）
16 ヶ国 （インド／インドネシア／ウズベキスタン／カンボジア／スリランカ／タイ／中国／ネパール／パキスタン／バングラデシュ／フィリピン／ベトナム／ペルー／ミャンマー／モンゴル／ラオス）	受入国	制限なし （二国間協定締結国：フィリピン／カンボジア／ネパール／ミャンマー／モンゴル／スリランカ／インドネシア／ベトナム／バングラデシュ／タイ／ウズベキスタン／パキスタン／インド／）
常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数制限	制限なし
原則不可	転職	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可
技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	在留期間	通算5年
①3年ないし5年というまとまった期間で関係性を構築できる ②人材の確保が比較的容易	利点	①受入人数の制限がない ②技能実習と比べると受入後の事務作業が簡素
①受入後の事務作業が煩雑 ②人材の自由度が低い	欠点	①現時点では海外での試験が限定されているので、技能実習と比べて候補者の確保が難しい ②早期退職の可能性がある

# 帰国のための飛行機 運航状況



※ 運休期間の延長が繰り返されており、大使館の臨時便（抽選）しかない状況です。



※ 座席数がかなり制限され、価格も高騰している状況です。

日本発ハノイ行き ※2021年3月15日現在

日本＝中国路線の運航状況 ※2021年3月29日現在

東京・成田国際空港（NRT）→ハノイ・ノイバイ空港（HAN）

便名	運航状況
JL751	運休 2020/3/26～2021/5/31
NH897	運休 2020/3/29～2021/6/30
VN311 (NH9715)	運休 2020/3/23～2021/5/31
VJ933	運休

東京・羽田国際空港（HND）→ハノイ・ノイバイ空港（HAN）

便名	運航状況
VN385 (NH9713)	運休 2020/3/23～2021/5/31

中国南方航空（CZ）

東京・成田国際空港（NRT）＝瀋陽・瀋陽桃仙国際空港（SHE）

便名	出発	到着	運航日
CZ628	成田 14:25	瀋陽 16:55	木曜日のみ運航
CZ627	瀋陽 08:30	成田 12:25	木曜日のみ運航

成田発瀋陽行きCZ628のみ手配が可能です。CZ627は旅行会社経由では手配不可。

中国民用航空局の指示により中国南方航空直接販売ルート（公式ウェブサイト、公式アプリ、公式ウィーチャットミニプログラム、コールセンター、及び支店発券カウンター）でのみ購入が可能です。

技能実習修了後も帰国が困難な場合は、「特定活動」という在留資格に変更して、従前の実習先において引き続き就労することが出来ます。

## 入国予定者について

2020年11月～2021年1月にかけてSkype面接を行った入国予定者につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、ベトナム国内での書類申請に通常より時間がかかるようです。申し訳ございません。

入国制限もあり、入国日は未定であります。

1日でも早く入国出来るよう尽力いたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 技能実習責任者講習

技能実習責任者には、3年ごとに養成講習の受講義務があります。2018年に受講された方は今年受講です。

該当者には当組合から講習案内しておりますが、ご自身でも今一度ご確認いただけますと幸いです。

【富山県での技能実習責任者講習開催予定日】

5月10日（月） 会場：富山県民会館

6月30日（水） 会場：富山県教育文化会館

富山県内での開催はとても少ないです。2017年11月に受講義務の発表がされたため、今年受講者は多いと予想されます。そのため、すぐに満席となる可能性がありますので、お早めにお申込いただきますようお願いいたします。

## 年金脱退一時金 (対象:3号実習生/特定活動)

2021年4月から支給上限年数が変わります！

年金の加入期間が2021年4月1日以降に1か月以上あれば、一度に3年分までしか受取れなかった脱退一時金が、これからは5年分まとめて受取ることができるようになります。

年金加入期間が  
2021年3月以前のみ

年金加入期間が  
2021年4月以降あり

上限：3年

上限：5年

一時帰国時と帰国時の  
2回に分けて請求

帰国時にまとめて請求

実習生本人が母国で請求手続きを行うので、会社の方にさせていただく手続きはありませんが、支給時には20.42%の所得税が源泉徴収されるので、その還付請求のために源泉徴収票が必要であると連絡を受ける場合がございます。その際は、源泉徴収票 発行のお手続きをお願いいたします。